

## 沼津市広告付き庁舎案内図板等設置業務仕様書

### 1 業務名称

沼津市広告付き庁舎案内図板等設置業務

### 2 業務内容

事業者が、広告付きの沼津市役所庁舎案内図板及び沼津市内案内図板を作成して設置するとともに、沼津市内案内図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載する。

### 3 設置場所

沼津市御幸町 16 番 1 号

沼津市役所庁舎 1 階エレベーターホール横（別紙 1 のとおり）

### 4 機器の仕様等

機器の仕様等は次のとおりとする。その他の仕様については、協議のうえ決定する。

#### (1) 広告付き沼津市役所庁舎案内図板（エレベーターホール横北側）

ア 本体の大きさは次のとおりとする。

縦（高さ）2,200mm×横（幅）2,000mm×厚さ（奥行）150mm（設置固定部は除く）以内

イ 本体は、広告枠、庁舎案内枠、A4 サイズ広告紙設置枠で構成すること。なお、庁舎案内枠については、次のとおりとする。

① 庁舎等フロア図、市役所敷地案内図、庁舎及び各階ごとの課名表示をすること。

② 表示部分は 55 インチ以上の液晶タッチパネルとし、画面表示サイズは協議のうえ決定するものとする。

③ 多言語によるフロア案内が可能であること。

④ 庁舎における本日の会議予定等を表示すること。また、当該会議予定等は USB 接続機器等により、市職員による更新が可能であること。

⑤ レイアウト及び課名の変更が行われた際には、すみやかに修正を行うこと。

⑥ 色合い・デザインについては色覚障害者に配慮し、市の承認を得ること。

エ 市が状況に応じて電源の入切ができるものであること。

オ 本体枠の角が鋭利とならないよう加工すること。

カ 本体は設置場所に固定するものとし、地震等の際の転倒に対する防止策を十分講ずること。なお、万一事故等が発生した場合は、事業者の責任において対応すること。

#### (2) 広告付き沼津市内案内図板（エレベーターホール横南側）

ア 本体の大きさは次のとおりとする。

縦（高さ）2,200mm×横（幅）1,600mm×厚さ（奥行）150mm（設置固定部は除く）以内

イ 本体は、地図枠、市内民間事業者案内枠、A4 サイズ広告紙設置枠で構成すること。

ウ 地図枠については、次のとおりとする。

① 沼津市エリア全域図、沼津市役所周辺拡大図、公共施設一覧表を表示すること。

② 地図は、国土地理院の地図をベースに作成すること。

③ 地図上には、公共施設や災害時の避難場所等、本市が指定する情報を分かりやすく表示すること。

- ④ 表示部分は次のとおりとし、地図表示サイズは協議のうえ決定するものとする。  
縦（高さ）1,000mm×横（幅）950mm以上
  - ⑤ 携帯電話によるQRコードの読み取り等によりモバイルサイトとの連携が可能なものとすること。
  - ⑥ 色合い・デザインについては色覚障害者に配慮し、市の承認を得ること。
- エ 省エネ・環境対策として、照明の光源はLEDバックライト仕様とすること。また、市が状況に応じて電源の入切ができるものであること。
- オ 本体枠の角が鋭利とならないよう加工すること。
- カ 本体は設置場所に固定するものとし、地震等の際の転倒に対する防止策を十分講ずること。なお、万一事故等が発生した場合は、事業者の責任において対応すること。

## 5 掲載広告の仕様及び責任

- (1) 放映する広告映像の内容等は、沼津市広告掲載要綱（別紙2）第3条に規定する広告掲載の基準等及び沼津市広告掲載基準（別紙3）に適合するものとすること。
- (2) 広告内容等に関する一切の責任は事業者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わない。
- (3) 事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び、広告内容等に関わる財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していることを保障すること。
- (4) 広告内容に係る問い合わせや苦情及び機器等の故障に対しそのまことに応できる体制を整えること。
- (5) 掲載広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、民間事業者等の広告欄であることを注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関する事項、その他必要な事項についても注記すること。
- (6) 周囲と調和のとれた色合い・デザインとすること。また、配線等についても、府舎の景観及び安全を損なわない方法とすること。
- (7) 市に対して、第三者から広告に関する損害の請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとし、市は責任及び負担を負わない。

## 6 支払い条件

本市の指定する方法により、期日までに広告掲載料及び電気料を支払うこと。支払われた広告掲載料は返還しないものとする。ただし、本市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。

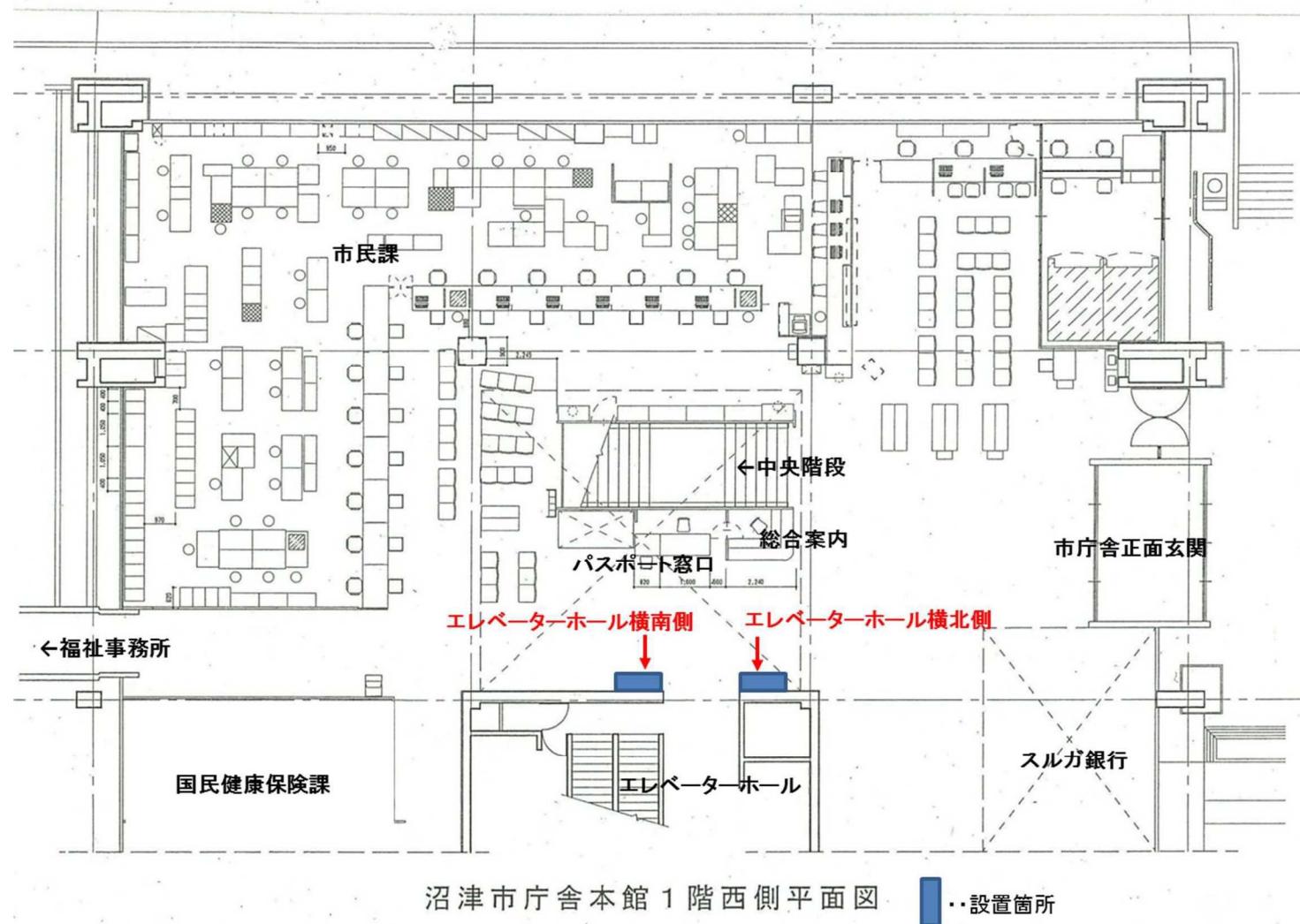
## 7 その他

- (1) 事業者は、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整など、広告掲載に係る一切の業務を行うこととする。
- (2) 事業者は案内図板の製作、機器の設置及びそれに係る電気配線等の費用を負担すること。
- (3) 合理的な理由により、案内図板本体の移動等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従わなくてはならない。なお、当該指示に従うことにより生じる費用は、事業者が負担すること。
- (4) 電気を使用する際には子メーターを設置し、利用に応じた電気料の負担をすること。

- (5) 機器等の破損、汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行うこと。また、1年に1回以上、地図情報の更新及び張替えを行うこと。
- (6) 機器等の維持保守や改良のため通常必要とする経費は、事業者の負担とすること。
- (7) 自然災害等による故障や修繕が必要となった場合の経費については、設置事業者の負担とすること。
- (8) 市は、広告主又は広告内容が要綱等の基準を満たさなくなったとき、その他広告掲載することが適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示する。
- (9) 広告物の内容に疑義が生じた場合は、市と十分に協議を行うものとする。
- (10) 機器等の撤去の際は原状回復し、かかる費用については事業者が負担すること。
- (11) この仕様書に明記されていない細部の事項については、市の指示に従うものとする。

(別紙1)

沼津市広告付き庁内案内図板及び沼津市内案内設置場所



(別紙1)

エレベーターホール横北側（沼津市役所庁舎案内図板）



設置位置

エレベーターホール横南側（沼津市内案内図板）



設置位置

平成19年3月28日市長決裁  
平成25年3月26日副市長決裁  
平成27年3月31日企画部長決裁  
平成29年3月16日企画部長決裁  
平成31年3月27日企画部長決裁  
令和5年3月27日企画部長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市有資産への民間企業等の広告の掲載を通じて、その広告媒体としての活用を促進し、市の新たな財源を確保するとともに、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市有資産のうち広告掲載が可能なものとして第4条の規定により定めたものをいう。

ア 市の広報印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の財産

エ その他広告媒体として活用できる市有資産

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(3) 部局等 沼津市事務分掌条例（昭和48年条例第31号）第1条に規定する部、局及び課並びに水道部、選挙管理委員会事務局、教育委員会事務局、出納事務局及び議会事務局をいう。

(広告掲載の基準等)

第3条 広告掲載の可否の決定にあたっては、次に定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(1) 掲載する広告は、本市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうことのない信用度の高い情報によるものでなければならないこと。

(2) 次のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しないこと。

ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

- イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ウ 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団を利用するおそれがあるもの
- エ ギャンブル性を有する等青少年の健全育成の観点から不適切なもの
- オ 政治性のあるもの
- カ 宗教性のあるもの
- キ 社会問題についての主義主張
- ク 個人又は法人の名刺広告
- ケ 美観風致を害するおそれがあるもの
- コ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- サ その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に規定する判断基準の細目については、別に定める。

第4条 広告掲載を行う広告媒体は、それぞれの所管部局等の長が政策推進部長に協議して定める。

（広告の規格等）

第5条 広告の規格、掲載位置等は、当該広告媒体ごとに所管部局等の長が政策推進部長に協議して定める。

（広告募集方法等）

第6条 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、所管部局等の長が政策推進部長に協議して定める。

（広告事業推進・審査委員会）

第7条 広告掲載について、次に掲げる事項の協議等をするため、沼津市広告事業推進・審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 新規広告媒体への広告掲載の推進に関すること。
- (2) 広告媒体に掲載する広告の可否を審査すること。
- (3) その他広告掲載に関すること。

2 委員会の委員長は、政策推進部長をもって充て、委員は、政策推進部政策企画課長、政策推進部広報課長、財務部資産活用課長、財務部財政課長、産業振興部商工振興課長及び産業振興部観光戦略課長をもって充てる。

3 委員長は、必要に応じ、前項に定める委員のほか、広告掲載の推進又は広告媒体及び審査する内容に関連する所管の長を、臨時の委員として加えることができるものとする。

- 4 委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、新たな広告掲載を始めようとするとき、又は広告内容等広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告を掲載する広告媒体を所管する長を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、政策推進部政策企画課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 沼津市広告掲載基準

(別紙3)

### (趣旨)

第1条 この基準は、沼津市広告掲載要綱（平成19年3月28日市長決裁。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定に基づき、広告媒体への広告掲載の可否を判断する基準の細目について定めるものとする。

### (個別の基準)

第2条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を作成することができる。

### (規制業種又は事業者)

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はそれらに関連する事業者
- (5) たばこ
- (6) ギャンブルに係るもの。ただし、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に規定する当せん金付証票に係るものを除く。
- (7) 政治団体及び宗教団体
- (8) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (9) 占い及び運勢判断に関するもの
- (10) 興信所、探偵事務所等
- (11) 債権取立て、示談引受け等をうたったもの
- (12) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (13) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (14) 各種法令に違反しているもの
- (15) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (16) 前各号のいずれにも該当しない業種又は事業者であっても、現に社会問題となっているもの

(掲載基準)

第4条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
- エ 暴力団又は暴力団員等を賞揚し、若しくは鼓舞し、又は暴力団排除に異論を唱える内容を含むもの
- オ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- カ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- キ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- ク 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- ケ 社会的に不適切なもの
- コ 国内外の世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
- イ 射幸心を著しくあおる表現
- ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの
- ク 広告の内容が明確でないもの
- ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例や広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
- イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現
- ウ 残酷な描写等善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(ホームページに関する基準)

第5条 ホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についてもこの基準を適用する。

2 他のホームページを集合し、情報提供することを主たる目的とするホームページであって、要綱及びこの基準その他市の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うホームページを閲覧者にあっせんし、又は紹介しているものの広告は掲載しない。

付 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和4年6月8日から施行する。